

# 第二地連新聞

## 2016賃金確定闘争 第二地連総決起集会

2016年11月14日(月) 文京区民センター3階A会議室



# 90名が結集 思い伝える

区長会当局と対峙し、職場の切実な思いを伝える第二地連の仲間たち

発	行	責	任
第	二	地	連
編	集	責	議
第	二	地	連
東	京	清	掃
労	働	組	合
第	二	地	連

2016年11月25日

11月14日(月)文京区民センターにて16賃金確定闘争勝利第二地連総決起集会が開催されました。

武井事務局次長の司会で始まり、金子議長から地連を代表しての挨拶を受けました。金子議長からは①今年の春闘の情勢を受けての我々を取り巻く状況②都の人権の報告③再任用賃金の問題④各支部における退職者不補充の問題点を話して下さいました。

その後、清掃本部から駆けつけて下さいました染書記長・多田書記次長の紹介を受け、代表して染書記長より今次確定闘争の争点と課題、この間の経過報告について報告がありました。染書記長からは、この間の区長会との話し合いに係る経過報告をうけました。①特別区人事委員会の勧告内容②民間における春闘情勢③国家公務員との賃金の比較④官・民との賃金の比較⑤勤勉手当の支給に係る育児休業の取り扱い⑥介護休暇制度の問題⑦今後の課題として行政系人事制度の見直しについて⑧職場を守っていくためには新しい仲間が必要であることから、新規採用獲得の重要性について話を頂きました。

その後、各支部からの代表者・青年部より6名の方から決意表明をいただき、組合員全員の闘う決意として受け止め全体で確認をしました。

18時10分より幹事区長要請行動が開催されました。

当局側より出席者の紹介を受け、その後、武井事務局次長より組合側の出席者が紹介されました。金子議長から文京区副区長に対して「要請書」が手渡され、緒方副議長より要請文の読み上げを行いました。当局からは要請内容を持ち帰り、区長に伝えるとともに誠意を持って課題の早期解決に向け話し合っていくとの報告をいただきました。要請行動終了後、原田事務局長より決議(案)が読み上げられ、全体で確認されました。

集会の最後に金子議長の団結ガンバローで集会が終了しました。今集会の参加組合員総数は64名でした。

最後に、集会を開催するにあたり、事前の準備から打ち合わせ等、文京支部の皆さんにお手伝いを頂きましてありがとうございました。地連役員一同お礼を申し上げます。

第二地連総決起集会において、地連内4区5支部および地連青年部代表6名による、現場からの切実、かつ力強い訴えが、区長会当局へなされました。以下、冒頭に青年部代表の決意表明を掲載し、他、発言順に、北支部、台東支部、文京支部、荒川支部、北工場支部の決意表明を紹介します。

## 青年部議長 西部弘晃

近年、新規採用が減り、新しい組合員が入っていない区もありますが、依然として10年以上採用



がない区もあります。どうすれば新規採用を勝ち取れるのか、新しい仲間が増え安心して働く職場を作っているのかを日々話し合っています。

現行の制度では主任の資格を要するまでの期間が16と長く、20歳で入った職員でも36歳にならないと試験を受けることができません。消費税や年金一元化に伴って年金の引き落とし額もアップし、実質賃金は下がっているのに、主任になる資格すらありません。新入組合員の話の聞くと、公務員になった喜びよりも、これからのこれから

の将来の不安しか口から出てきません。景気の悪い世の中で、やっとの思い出入った公務員にな

ってから、生活の心配しなくていい世の中にするため、私たち、新入組合員の仲間の皆が安心して

働き、生活していく職場を勝ち取っていくために声を上げていかなければいけません。



# 荒川支部 佐藤修一

私は、荒川支部で委員長をやっています佐藤修一です。支部を大表紙



決意を述べさせてもらいますので、よろしくお願ひします。

特別区人事委員会は10月11日、区長会と区議会議長会に対して「職員の給与に関する報告および勧告」を行いました。公民較差（金額で584円、率にして0・15%）を解消するため、原則すべての級および号給について給料月額引き上げ改定、一時金については、年間の支給月数を0・1月引き上げた。これらが実施されれば、月例給・一時金ともに3年連続で引き上げとなるのは、実に25年ぶりで、職員の平均給与は約51000円増となります。

しかし、持ち家に関わる住居手当廃止の経過措置期間中であることや、年金の一元化による大幅な掛け金の引き上げ等を考えれば、首都圏で暮らす特別区職員の生活実態を反映した勧告とは言えません。

また、行為の職務給の号給について引き上げを強めることや、一時金の引き上げ分について勤勉



手当に割り振るとするなど、人事委員会は余計な

ことを言うな！、と言いたくなります。今年の勤

告も第三者期間としての人事委員会の役割を完全に忘れていくようです。

23区の清掃事業は、収集・運搬・処理・処分の一體的な流れの中で陰影されていて、収集部門では排出庁舎ごみ減量、りさいくる促進に向けた指導業務、未来を担う子どもたちに向けた環境学習や高齢化社会に対応した訪問収集を行っています。区長会には、職員が自信と誇りを持って職務に邁進できる給与水準、人事制度を作る責任があります。

今回の確定闘争は、我々・東京清掃にとって11度目の闘いです。23区に暮らす区民の安全で快適な住環境を守り、23区で働く性器、非正規の清掃労働者の権利確立とよう休日っ現を目指して、2016賃金確定闘争を荒川支部は特区連との強固な共闘関係と、本部・地連に結集し、全組合員の団結を基に、組織の総力を上げて闘い抜く決意です。

共にがんばりましょう。

# 北工場支部 青木一吉

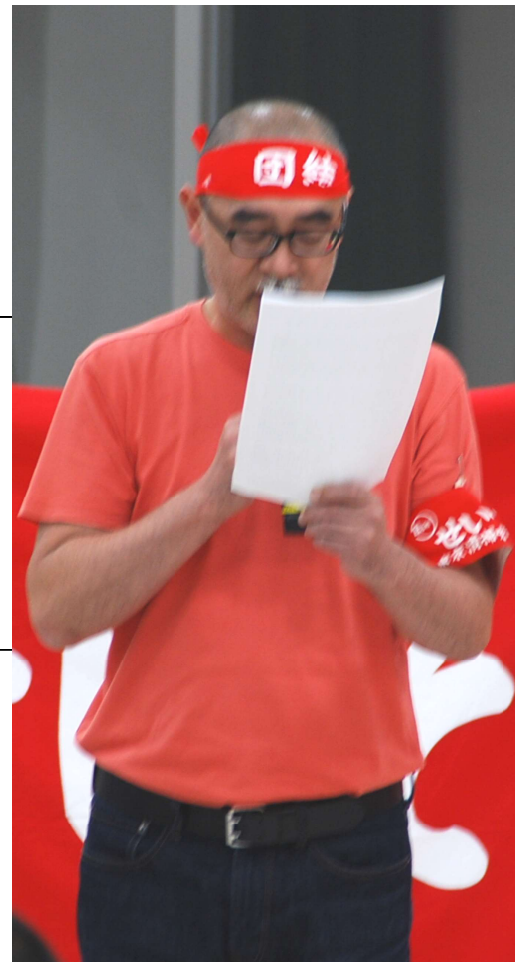
皆様、連日のお仕事お疲れ様です。北工場支部で委員長をしております青木一吉です。今年度の人事院勧告内容は、月額給0・15%0・1ヶ月、3年連続の引き上げということ、一定の評価はできますが、住居手当の廃止に伴う経過措置期間にあり、実質的には

マイナス勧告となりません。また、社会保険制度による保険掛金増により、今まで以上に家庭財政が圧迫しています。全組合員が最低限、普通の生活が送れるような賃金構造になるように、賃金確定闘争を闘っていくことを決意します。また、扶養手当問題、

勤勉手当問題、など、解決しなければならぬ問題が山積していますが、

皆様と力を合わせて勝ち取っていかうと考えておりますので、どうぞよろ

しくお願いいたします。以上、決意する。



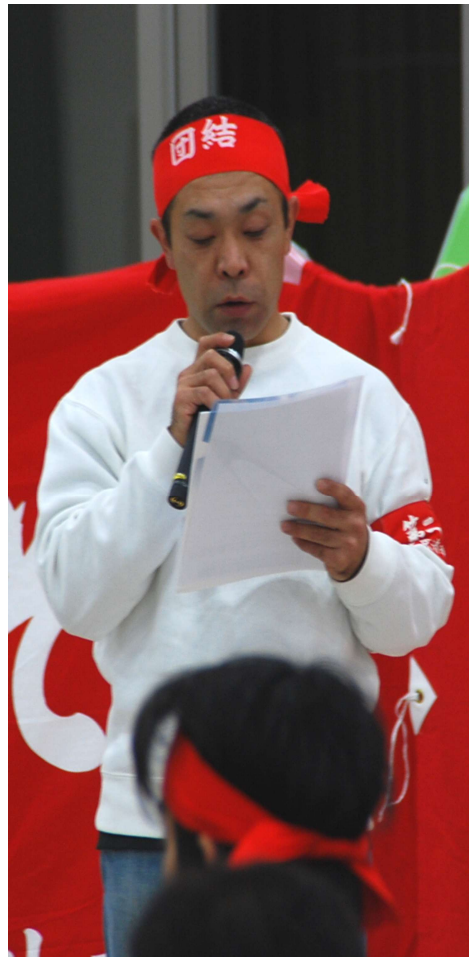
# 北支部 小野瀬

10月18日の第一波決起集会に引き続き、本日の

第二地連第二波決起集会参加の第二地連4区5支

部の仲間の皆さん、大変お疲れ様です。北支部の小野瀬です。

10月11日、特別区人事委員会は3年連続のプラス勧告、年間51000



円増となる内容が出されました。一定程度評価するところはあるものの、住居手当の段階的な引き上げや年金の一元化による掛け金の大幅な引き上げにより、まったく引き上げにはなっていない現状です。今回、扶養手当の部分では特別区人勸は、区の実態を把握し検討するとしています。都は国と同様に見直すとしています。今後は当然、特別区にも波及することが考えられます。今の区の実情を含め取り組むことが求められます。

再任用の問題も一つです。現在、特別区職員(57000人)の三分の一は50代となっており、我々の清掃職場においても退職者不補充の下、区移管以降、年齢構成に大幅なアンバランスが生じています。今年度から公的年金の支給年齢が62歳に引き上げられたことから、改めて再任用職員の給与水準の改善、今後ますます増えてくる再任用職員の職域等の問題も喫緊の課題と言えます。現在、北区では、一昨年10月より不燃ごみの

中から金属資源を別途収集リサイクルする事業を立ち上げました。退職者不補充のなか、新規事業を立ち上げる際、きめ細やかな住民周知や排出指導等を徹底した結果、事業もすつかり区民に定着し、現在は3割以上のリサイクル率を推移しています。直営の職員だからできることであり、決して民間ではなしえないことではないかと思えます。この間、区民密着型の清掃事業を目指し、様々な取り組みをしていますが、区当局は、清掃事業の重要性は理解しているものの、新規採用獲得には至っていないのが現状です。今後、区議会議員、住民との自治研活動を中心とした取り組みが重要になってきます。2016確定闘争に勝利し、そして新規採用獲得に向け北支部は支部一丸となり最後まで粘り強く闘い抜くことを報告させていただきます、決意とします。ともにがんばりましょう。

# 台東支部 藤田

第2波総決起集会に参加された仲間の皆さん、大変ご苦勞様です。台東支部で賃金副部長をしています藤田です。支部を代表して一言、決意を述べ

べたいと思います。特別区人事委員会は10月11日、区長会と区議会議長会に対して「職員の給与に関する報告・勧告」を行いました。公民



較差584円、0.15%を解消するため、給料表を改定、すべての級および号給において給料月額を引き上げ、引き上げ改定を平成28年4月1日に遡及(そきゆう)して実施とし、一時金については、年間支給月数を0.1月引き上げ、勤勉手当に割り振る。4.3月↓4.4月。勧告通り実施されれば、職員の平均年間給与は51000円増となります。3年連続での引き上げ勧告は一定の評価ができませんが、住居手当の廃止、被用者年金の一元化による大幅な掛け金の引き上げ等、首都圏で暮らす私達特別区職員の生活実態を反映した勧告とはいえない水準であります。

また、一昨年・昨年の賃金確定交渉で、調整措置の見直しが行われ、一定程度昇給が反映される構造になりましたが、いまだに多くの職員が切替調整号数を有することが明らかとなっています。区長会は、早急に切替調整措置の終了、調整号数の廃止の判断をするべき

です。私たちは、現業職を主体とする労組法適用の労働組合です。引き上げ改定した業務職給料の早期定時、切替調整号数の廃止を始めとする技能(業務)系人事制度の改善、再任用職員の賃金水準の課題、高齢期の雇用問題等、個別課題の競技を行



わなければなりません。こうした諸要求実現に繋げるためには統一交渉の場だけではなく、各支部が各区当局に停止、区職労と一丸となって交渉の強化をしていかなければなりません。

台東支部は、16賃金確定闘争の勝利、29年度予算人闘争勝利に向け、職

場・地連・本部の仲間とともに諸要求実現に向けて、支部内全組合員の団結と大衆運動を基軸に全力で闘う決意を述べ、感嘆ではありますが、支部を代表しての決意表明にしたいと思います。皆さん共にごんばりましょう！ありがとうございます！

# 文京 菅野雄文

2016賃金確定闘争  
第二波総決起集会に参加  
の仲間の皆様、お疲れ様  
です。 文京支部の菅野

雄文です。賃金確定闘争  
勝利に向けて、支部を代  
表して決意表明させてい  
ただきます。 今年度の



人事院勧告は、月例給0・15%、一時金0・1ヶ月の引き上げと、3年連続のプラス勧告となっておりますが、諸手を挙げて喜べるものではありません。また、私たち区採用の若年層職員の給与水準は低く、多少のプラス勧告では安心して将来設計をすることができない給与とはなりません。ましては、勧告では4級職以上の引き上げを強め、それ以外の級において引き上げを一部抑制するとされています。日々現場の第一線で責任をもって区民対応や職務を遂行している職員を軽視している内容だと言わざるを得ません。また、一時金について昨年度の賃金確定闘争の結果を受け来年度から1級職にも成績率のおける一律抛出が適用され、2級職以上は率が引き上げられます。その対象となる勤勉手当を引き上げる勧告はとうてい納得できるものではありません。給与の公民格差を埋めるための勧告であるならば、生活給である期末手当に割り振られるべ

きです。また、職場の先輩方においては昨年、一昨年の賃金確定闘争で切替調整号数の見直しは行われたものの、昇給抑制されていることには変わりありません。一刻も早い切替調整号数の終了を強く求めていかななくてはなりません。最後に、若手職員からベテラン職員、再任用職員まで全員が自信と誇りをもって職務に邁進し、安定した生活を送れる給与は、労働条件のもっとも重要な事項です。ましてや首



都圏の生計費は非常に高く、低い賃金では生活をするのに厳しい状況にあります。大幅な賃上げを強く、強く求めていかなければなりません。私たちは定年まで、また定年後も安心して働き続けられる職場、労働条件を勝ち取るためにも、今次確定闘争を支部一丸となつて、本部・地連に結集し最後まで全力で闘い抜くことを約束し、支部を代表しての決意表明とさせていただきます。ともにがんばりましょう！



## 東京清掃労働組合

TOKYO SANITATION WORKERS' UNION